

地球環境を守るための3つのR

ものを大切にし、ごみを出さない **Reduce=リデュース**
 使い終わっても、繰り返して使う **Reuse=リユース**
 処分するときは、資源として再生する **Recycle=リサイクル**

一層の減量化と資源化対策を推進し、
 ごみを適正に処理するために

ごみの有料化を検討

ごみ減量化の有効な手段の一つとして、家庭ごみの有料化があります。ごみの排出者としての役割を果たすとともに、排出量に応じた負担の公平性を確保し、市民一人ひとりが発生抑制・循環利用の行動を起こすきっかけをつくることのできる制度として、合併前の町村や他都市でも一定の減量効果が確認されて

います。

本市としても、より一層の減量化・資源化対策を推進するためにも、今後、市民のみなさんと協議しながら、導入について検討していきたいと考えています。

処理施設の必要性

本市は、引き続きごみの減量化を積極的に推し進めていきましたが、生活を営むうえで、ごみ

は必然的に発生するものであり、依然として可燃ごみは全体の7割以上を占めています。これらのごみを適正に処理するための施設を確保する必要があります。

本市では5つの可燃ごみ処理施設が稼働中ですが、耐用年数などが近づいているため、新施設の建設が必要となっています。本市を含む鳥取県東部の市町村のごみ処理を行っている鳥取県東部広域行政管理組合が主体となり、河原町国英地区を候補地として、現在、協議を進めているところです。

みなさんと一体となって
 循環型社会の形成に
 取り組めます。



生活環境課
 さかもと まさお
 坂本 正夫課長

本市では「人が輝きまちがきらめく快適・環境都市鳥取」の実現をめざし、市民・市民活動団体・事業者、そして行政が一体となって、持続可能な循環型社会を形成するため、3R運動を強力に推進しています。

そのためには、さらなるごみの減量化・再資源化を推進するため、平成22年度を目標に、1人1日あたりのごみの総排出量を1,068gから900gに、資源回収率を12.4%から20%とする数値目標を定め取り組んでいるところです。

この目標を達成するためには、市民や事業者のみなさんに、ごみ問題を自らの問題としてとらえ行動していただくことが必要であり、ごみになるようなものは買わない、物を大切に繰り返し使う、ごみになった場合は分別を徹底し再資源化を図るなど、ごみゼロ社会に向けた取り組みを、みなさんと一緒になって進めていきたいと考えております。